

現職閣僚や自民、民主両党の幹部にまで広がった「事務所費」疑惑に国民の批判が高まっています。

現職閣僚にかかわる疑惑が問われており、首相の任命責任は重大です。閣僚個人とともに、任命権者である首相が責任を持って、調査・公表すべきものです。自民・民主の両党には政党としての自浄能力を発揮するかどうかが問われます。日本共産党は全力で、徹底解明にとりくみます。

## 公開が責任果たす道

家賃のかからない国会の議員会館に政治団体の主たる事務所をおきながら、政治資金収支報告書には年間数千万円もの巨額「事務所費」を計上していたというこの問題は、現行の政治資金規正法に照らしても、違法・脱法の疑いがある問題です。

家賃がかからず、都内なら電話代もかから

ぬ議員会館に「主たる事務所」を置きながら、1千万円を超えるような巨額の手事務所費が計上されること自体、きわめて不自然です。

### 飲食費の事務所費計上は“違反”

伊吹文明文科相、松岡利勝農水相、自民党の中川昭一政調会長、民主党の松本剛明政調会長ら巨額の手事務所費支出が明らかになった議員（左表）のなかで、国民に明確な説明をした議員は一人もいません。伊吹文科相と中川政調会長は飲食費を事務所費に計上したことを認めましたが、本来「政治活動費」で処理すべき支出を「事務所費」に入れたとすれば、政治資金規正法に違反することになります。

領収書を添付する必要がない「事務所費」も、政治団体は帳簿への記録と領収書の徴収を義務付けられています。不正がないというのなら、みずから保管義務のある帳簿と領収書を示して説明するのが当然です。



### 「事務所費」1000万円以上を計上している議員

伊吹	文明・文部科学相	4146万円
松岡	利勝・農水相	3359万円
中川	昭一・政調会長	3096万円
鈴木	俊一・元環境相	3012万円
金田	勝年・前外務副大臣	2849万円
亀井	静香・国民新党代表代行	2418万円
松本	剛明・民主党政調会長	1866万円
武田	良太・衆院議員（無）	1588万円
江藤	拓・衆院議員（無）	1487万円
加納	時男・参院議員	1416万円
衛藤	征士郎・元防衛庁長官	1409万円
佐藤	昭郎・参院議員	1388万円
遠藤	利明・文科副大臣	1313万円
中山	太郎・元外相	1238万円
小坂	憲次・前文部科学相	1192万円
保岡	興治・元法相	1185万円
滝	実・新党日本総務会長	1141万円
加藤	紘一・元自民党幹事長	1041万円

＜注＞金額は万円以下切り捨て。政治資金収支報告書（05年分）で作成。（無）は無所属

領収書・帳簿公開し疑惑にこたえよ

日本共産党

日本共産党  
北関東ブロック  
事務所ニュース  
2007年2月No.43

〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-171-1 ☎048(649)0409

E-mail: kitakanto-bl@nifty.com http://www.cpi-media.co.jp/jcp-kitakantou/

# 政党助成金の使途不明は許されない

## 国民の税金

紙智子のホームページ

<http://www.kami-tomoko.jp/>

「紙 智子」で検索



紙 智子  
日本共産党  
中央委員・参議院議員  
〔比例代表〕

数千万円も事務所費がかかるなんて、考えられません。領収書添付不要という法の欠陥を悪用し、問題のある支出を隠すためのなか、疑惑がかかるのは当然です。政治資金は国民の浄財であり、国民の税金である政党助成金も含まれており、実態を明らかにするのは当然です。それを「法にのっとっている」と居直る姿は、「政治とカネ」に対する自民党のモラルのなさを示すだけです。徹底究明にがんばります。

### 税金の使い道——疑惑にこたえるのは当然



## 日本共産党

### 自民・民主は実態を明らかにすべき

自民党や民主党には現行の政治資金規正法の不備を言い立てる向きもありますが、現行法でも違法・脱法の疑いがある問題を、その解明を避けて、「改正」問題に逃げ込むのは間違っています。事務所費にも領収書の添付を義務付けるなどの改正はもちろん必要ですが、先決問題は現行法でも違法・脱法の疑いが濃い疑惑を徹底して解明することです。改正はそのうえで行うべきです。

自民党や民主党の政治家が扱う政治資金には、献金だけでなく年間300億円を超える政党助成金も含まれています。国民の血税の使い道にもかかわる、政治への信頼回復がかかった重い課題として、真摯（しんし）に疑惑を解明すべきです。

### 憲法違反の政党助成金を 受け取らない——日本共産党

日本共産党は憲法違反の政党助成金は受け取らず、企業献金とともに廃止すべきと主張しています。

### 政治資金の支出項目

経常経費（総額のみ報告、領収書不要）	
人件費	事務所職員の給料、諸手当、健康保険料など
光熱水費	電気、ガス、水道の使用料
備品・消耗品費	事務所の机、いす、コピー機、自動車、文房具、新聞・雑誌などの購入料
事務所費	事務所の家賃、電話料金、切手購入費、火災保険料、修繕費などその他事務所の維持に通常必要とされるもの
政治活動費（5万円以上は支出先や金額を報告、領収書が必要）	
組織活動費	行事費、交際費など（ただし選挙関係を除く）
選挙関係費	選挙部務所の陣中見舞いなど
機関紙誌発行、その他事業費	機関紙誌の発行数、宣伝費、政治資金パーティー費など
調査研究費	調査研究費
寄付・交付金	政治活動に関する寄付、賛助金